

第76回“社会を明るくする運動” － 東松島市推進委員会実施要綱 －

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

(推進の趣旨)

罪を犯した人や非行のある少年も、我々の地域社会を構成する一員であり、改善更生を経て、将来はより良い社会の実現を共に担う立場にある。

犯罪や非行のない安全・安心な社会を構築するためには、彼らの立ち直ろうとする意欲を認め、地域社会が一体となって受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠である。これには、関係機関・団体の組織を超えた連携と協力が強く求められる。

今日、急速な少子高齢化や核家族化の進行に伴い、家庭や学校における教育機能の低下、さらには伝統的に犯罪抑止力となっていた地域社会の連帯機能の低下が指摘されている。

その一方で、近年はNPOやボランティア団体をはじめ、地域住民が自ら主体となって安全・安心な社会づくりに積極的に取り組む試みも見られ、民間の予防活動は新たな発展の時期を迎えている。

そこで、第76回“社会を明るくする運動”東松島市推進委員会においては、地域住民の連帯を強めて地域の犯罪抑止力を高めるとともに、民間や地方公共団体等の取り組みを支援する。

誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開することで、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会の実現を目指し、犯罪や非行の防止並びに立ち直りを助けることへの理解と協力を広く訴えかける所存である。

罪を犯した人々の立ち直りを励まし、すべての人が幸せに暮らせる地域社会を築くため、本運動に対する多くの人々の賛同を強く期待するものである。

1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて本運動を推進することとする。

2 第76回“社会を明るくする運動”の「統一テーマ」

「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

「更生保護」は、国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支援する取組であり、とりわけ「保護司」をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、そのような人たちを地域社会で支え、再出発を助けている。

社会経済の状況や地域社会、犯罪情勢等が大きく変化する中で、更生保護が持続的に機能していくためには、国民一人ひとりの理解と協力がより一層必要となる。

そこで、東松島市においても様々な取組を通じ、保護司や更生保護ボランティアの存在や役割を広く市民に知ってもらうことを本年度の「統一テーマ」とし、重点的に活動を展開する。

3 行動目標・重点事項

(1) 行動目標

- ①新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2) 重点事項

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

※今年度は上記に加え、「統一テーマを踏まえた更生保護ボランティアの認知度向上・広報」を重点的に行う。

4 組織

この運動の実施と推進にあたるため、次の推進委員会を置く。

推進委員会を構成する機関・団体は、それぞれの所属組織に対し、この運動に積極的に参加するよう周知に努める。

東松島市推進委員会

市全域において効果的な運動を実施するため、東松島市推進委員会を組織し、主として市内全域にわたる行事を企画、実施するとともに、この運動の全般的な連絡調整、実施結果の総括集計を行う。

また、同委員会の事務を処理するため、事務局を次に置く。

東松島市推進委員会事務局

東松島市矢本字上河戸 36 番地 1 東松島市保健福祉部福祉課地域福祉係
0225-82-1111 内線 1173、1174

5 推進委員会委員

東松島市長、東松島市議会議長、東松島市教育委員会教育長、
東松島市社会福祉協議会長、石巻警察署矢本交番所長、東松島市ライオンズクラブ会長、
東松島市交通安全防犯協議会長、東松島市校長会長、
東松島市青少年健全育成市民協議会長、東松島市子ども会育成連合会長、
東松島市 PTA 連合会長、東松島市民生委員児童委員協議会長、東松島市防犯実働隊長、
東松島地区更生保護女性会長、東松島市婦人会長、石巻人権擁護委員協議会常務委員、
宮城県薬物乱用防止指導員、東松島市保護司会

6 強調月間における本運動の具体的方法（実施計画）

本運動の趣旨及び統一テーマを参加者・市民が十分理解できるよう配慮し、以下の事項を参考として地域の実情に応じた方法により展開する。

（１）内閣総理大臣メッセージ伝達

日時 令和 8 年 6 月 22 日（月） 午後 3 時 00 分から

場所 東松島市役所矢本庁舎 2 階 202 会議室

内容 保護司会代表により内閣総理大臣メッセージを読み上げる

（２）啓発活動について

①街頭（ＪＲ駅前）における広報活動

日時 令和 8 年 7 月 1 日（水） 以下の街頭広報活動用時刻表参照

場所 ＪＲ駅前（陸前赤井・東矢本・矢本・陸前小野・野蒜・東名）

内容 6 班構成で啓発用ティッシュの配布を行う

■街頭広報活動用時刻表【参考】ＪＲ仙石線時刻表（令和 8 年 5 月 25 日現在）

	陸前赤井	東矢本	矢本	陸前小野	野蒜	東名
上り	6 : 48	—	6 : 51	6 : 56	6 : 59	—
	7 : 01	7 : 03	7 : 06	7 : 12	7 : 16	7 : 18
	7 : 42	7 : 45	7 : 47	7 : 53	7 : 57	7 : 59
下り	6 : 34	6 : 31	6 : 29	6 : 23	6 : 17	6 : 14
	7 : 20	—	7 : 16	7 : 12	7 : 06	—
	7 : 42	7 : 40	7 : 37	7 : 32	7 : 28	7 : 26
	8 : 09	—	8 : 05	8 : 01	7 : 57	—
集合時間 （目安）	6 : 25	6 : 20	6 : 40	6 : 45	6 : 50	7 : 10
解散時間 （目安）	8 : 20	7 : 50	8 : 15	8 : 10	8 : 05	8 : 10

※別紙「街頭広報場所配置」のとおり各会場に参集すること

②市内各学校における広報活動

日時 令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで

場所 下表参照

内容 各学校に訪問し啓発用ティッシュ及びポスターの配布を行う

※各学校長に対しては、事前に文書により依頼済みである

学校名	担当保護司	備考
矢本東小学校		
矢本西小学校		
大曲小学校		
赤井小学校		
赤井南小学校		
大塩小学校		
宮野森小学校		
鳴瀬桜華小学校		
矢本第一中学校		
矢本第二中学校		
鳴瀬未来中学校		
東松島高等学校		
石巻西高等学校		
日本ウェルネス宮城高等学校		

※別紙「児童生徒教員数_令和8年4月現在」を参考に配布すること

③市報ひがしまつしま掲載（7月1日号）

■掲載文

件名：7月は“社会を明るくする運動”強調月間です！

本文：

7月は“社会を明るくする運動”強調月間と再犯防止啓発月間です！

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な活動です。

第76回“社会を明るくする運動”東松島市推進委員会
主唱 法務省

また、上記掲載文に併せ、保護司と更生保護女性会の活動を紹介する記事も掲載する予定で調整しています。

④一般広報（防災無線）による広報

日時 令和8年7月1日（水）、8日（水）、15日（水） 午前8時00分

■放送内容（案）

こちらは防災東松島広報です。

“社会を明るくする運動”東松島市推進委員会からお知らせいたします。

7月は“社会を明るくする運動”強調月間と再犯防止啓発月間です。

市民の皆さんの力を合わせ、犯罪や非行、いじめのない明るい地域を作りましょう。

⑤メールサービス及び公式LINEによる広報

日時 令和8年7月1日（水） 午前9時00分

■配信内容（案）

件名：【生活情報】“社会を明るくする運動”東松島市推進委員会からお知らせ

本文：

7月は“社会を明るくする運動”強調月間と再犯防止啓発月間です。

市民の皆さんの力を合わせ、犯罪や非行、いじめのない明るい地域を作りましょう。

⑥市役所庁舎に懸垂幕を設置

日時 令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで

⑦庁舎、各学校、公共施設等にポスターを掲示

日時 令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで

⑧道の駅東松島におけるイエローライトアップ

日時 令和8年7月1日（水） 午後8時00分から午後9時00分まで

場所 道の駅東松島 緑地広場

内容 緑地広場に展示しているモニュメントとブルーインパルスをライトアップする
※雨の場合は順延。

イメージ



第76回“社会を明るくする運動”年間スケジュール（案）

年月日	事業内容
令和8年	
5月14日（木）	第76回“社会を明るくする運動”宮城推進委員会
5月29日（金）	第76回“社会を明るくする運動”東松島市推進委員会準備会 場所 東松島市役所南庁舎2階 会議室1・会議室2
6月22日（月）	第76回“社会を明るくする運動”東松島市推進委員会 場所 東松島市役所矢本庁舎2階 202会議室
7月 1日（水） ～31日（金）	第76回“社会を明るくする運動”強調月間 各啓発活動を実施
7月 1日（水）	街頭（JR駅前）における広報活動 場所 JR駅前（陸前赤井・東矢本・矢本・陸前小野・野蒜・東名） 道の駅東松島におけるイエローライトアップ 場所 道の駅東松島 緑地広場
11月22日（日）	産業祭での啓発活動
11月中旬頃	ミニ集会（東松島地区更生保護女性会）
令和9年	
1月10日（日）	東松島市二十歳を祝う会でのPR